久留米市中小企業LPガス料金負担軽減支援金

申請の手引き

申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

令和5年8月1日(第3版) 久留米市商工観光労働部 商工政策課

1. 制度概要

L P ガス料金高騰の影響を受けている中小企業者等に対し、価格上昇分の一部を緊急 措置として助成することで経営負担の軽減を図り、事業継続と雇用の維持を図ります。

対象者 (詳細は、2ページをご確認ください)

- LPガス料金上昇の影響を受ける市内の中小企業・個人事業者 ※1
- LPガス使用量が月平均 ※2 で100 m以上であること
- ※1 福祉施設や保育所等を運営する社会福祉法人等や中堅企業も対象になります。
- ※2 令和4年8月から令和5年7月までの任意の連続する3か月間で平均使用量を算出

支援金額 (詳細は、3ページをご確認ください)

LPガス使用量に基づき下表に定める額

月平均LPガス使用量 (3か月合計 ÷3)	支援金額	
$100\mathrm{m}^3\sim200\mathrm{m}^3$	5 万円	
$2\ 0\ 1\ \text{m}^3\ \sim\ 4\ 0\ 0\ \text{m}^3$	10万円	
401㎡ 以上	15万円	

[※] 申請は1事業者につき1回に限ります。

受付期間

令和5年7月20日(木)から令和5年9月29日(金)まで

※ ただし、予算の上限に達した場合、申請受付を早期に終了することがあります。

申請方法 (詳細は、4ページをご確認ください)

電子申請 ※ または 郵送申請(簡易書留、レターパック)

※ 右の二次元バーコードより、申請フォームにアクセスできます。 必要書類のスキャンデータ等をご準備の上、申請フォームに 必要な事項を入力し、ご申請ください。



【郵送申請の場合の宛先】 〒830-8520 久留米市城南町 15-3

ご不明な点がございましたら、巻末の お問い合わせ先 までお問い合わせください。

2. 対象者

- 以下の(1)~(5)までの全ての要件を満たす事業者が対象となります。
- (1) 久留米市内に事業所(本店、支店、営業所、事務所、工場等)を有し、事業を実施 している中小企業・個人事業者
 - 中小企業等経営強化法第2条第2項に該当する「中小企業者等」が対象となります。
 - ※ 資本金の額が10億円以下 又は 常時使用する従業員数が2,000人以下
 - ※「中小企業者等」に該当する法人形態等
 - · 個人事業主
 - 会社(会社法上の会社(有限会社を含む。)及び士業法人)
 - ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 等
 - •一般社団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人
- (2) 申請時点で久留米市内の事業所において事業を実施しており、交付申請後においても、久留米市内で事業を継続する意思を有すること。
- (3) 久留米市内の事業所においてLPガス(プロパン及びブタン等を主成分とする液化 石油ガス)を使用しており、**市内事業所でのLPガス使用量が月平均100㎡以上※** である事業者
 - ※ 令和4年8月検針分から令和5年7月検針分までのうち、任意の連続する3か月分で平均使用量を算出
 - 例) (R4.12 検針分 + R5.1 検針分 + R5.2 検針分) ÷ 3 = 月平均使用量
 - ※ 支援金の算出根拠となる「〇月検針分」は、ガス小売事業者が用いる「〇月分」という表記に関わらず、検針日の属する月で判断します。詳細は、「よくある問合せQ &A」Q3-2をご参照ください。
 - 例)検針日:令和4年8月15日 → 「令和4年8月検針分」
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第3条第1項に規定する政治団体
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を 営む者
 - ウ 暴力団、暴力団員及び、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者(法人の場合は、代表者及び役員等が上記に該当しないこと。)
 - エ その他、本支援金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

3. 支援金額

以下の(1)~(2) により支援金額を算出します。

(1) <u>令和4年8月検針分から令和5年7月検針分までのうち、任意の連続する3か月分</u>で月平均のLPガス使用量を算出します。

対象となる使用量は、申請者が市内事業所で使用したものとし、市内で複数の事業所を有する場合は合算することができます。

例)二つの事業所がある場合の月平均使用量の算出方法

検針月	A事業所	B事業所	合計
令和4年8月検針分			
•••			
令和4年11月検針分	112. 1 m ³	98. 7 m³	210. 8 m³
ッ 12月検針分	125. 2 m³	101. 3 m ³	226. 5 m³
令和5年1月検針分	144. 4 m ³	123. 0 m³	267. 4 m³
ッ 2月検針分	138. 3 m ³	119. 1 m³	257. 4 m³
ッ 3月検針分	133. 5 m³	117.8 m³	251. 3 m³
ッ 4月検針分	123. 9 m³	106. 1 m³	230. 0 m³
令和5年7月検針分			

合計値の大きい 連続する3か月分 で月平均使用量を 算出する。

令和5年1月~3月検針分の合計 ÷ 3

- \rightarrow (267. 4 m³ + 257. 4 m³ + 251. 3 m³) \div 3 = 258. 7 m³
- → 小数点以下を切り上げ 259 m³ 🖘 月平均使用量
- (2) 月平均使用量に基づき、下表に定める額が支援金額となります。

月平均使用量 (3か月合計 ÷3)	支援金額	
$100 \mathrm{m}^{3} \sim 200 \mathrm{m}^{3}$	5 万円	
$2\ 0\ 1\ \text{m}^3\ \sim\ 4\ 0\ 0\ \text{m}^3$	10万円	
401 ㎡以上	15万円	

【使用量の記載が「m³」ではない場合】

明細書・請求書等のガス使用量の記載が、「kg」や「Q」のように「m³」単位でない場合は、ガス小売事業者に換算していただくか、単位換算表等の資料提出を依頼し、「m³」単位に換算した値で申請をお願いします。単位換算表等の入手が困難な場合は、「よくある問合せQ&A」Q3-5をご確認の上、「m³」単位に換算してください。

4. 申請から交付までのながれ

申請から支援金振込までのながれは下記のとおりです。

① 電子申請郵送申請



② 審査



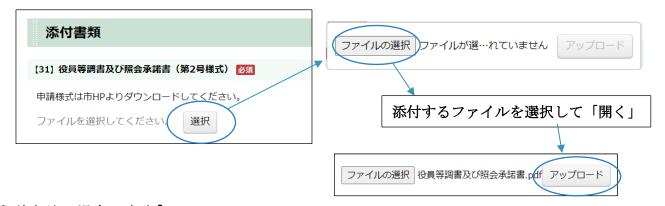
③ 審査結果通知 支援金振込

① 必要な書類(5ページ参照)を準備の上、電子申請または郵送にて申請してください。 1ページに掲載の二次元バーコードより、電子申請フォームにアクセスできます。 申請フォーム内に記載の留意事項に従い、入力をお願いします。

【補足】添付書類のアップロードについて

申請フォームの入力項目の最後に、添付資料をアップロードする必要があります。 申請フォームの入力を行う前に、必要書類を作成・準備の上、PDF データ・画像データ(jpg、png)をご準備ください。

※ 添付可能なファイルサイズは1設問あたり最大10MB、1申請あたり合計で最大20MBまでとなります。添付書類のアップロード方法は下記のとおりです。



【郵送申請の場合の宛先】

申請書類は、差出人住所・氏名を封筒裏面に記載し、下記宛先に(簡易書留、レターパック等の追跡できる方法での)郵送、又は窓口までご持参ください。

受付期間: 令和5年7月20日(木)から令和5年9月29日(金)まで

【当日消印有効】

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

宛 先 : 〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所 商工政策課

- ② 必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。 申請順に審査を行い、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- ③ 申請後1~2か月を目途に、交付又は不交付決定通知を郵送します。交付が決定された場合、申請時に記載の口座へ支援金の入金を行います。 (提出書類の不備内容等により、審査に時間を要する場合があります。)

5. 提出書類

申請に必要な様式・書類は下記のとおりです。申請書等の様式や記入例は、市ホームページ(下記 URL)からダウンロードできます。

https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3020joseiseido/2023-0704-1440-74.html

電子申請を行う場合、(NO. 1) 交付申請書兼請求書(第1号様式)の提出は必要ありません。電子申請フォームに必要事項を入力してください。

※NO. 2~9の資料は、PDFデータ等により申請フォームに添付が必要です。

NO.	申請書類	備考
1	交付申請書兼請求書(第1号様式)	電子申請の場合は作成不要
2	役員等調書及び照会承諾書 (第2号様式)	
3	市税の滞納なし証明書の写し	発行から3か月以内のもの
		※1 社会福祉法人等の非課税法人につ
		いては、提出を省略できます。
4	登記事項証明書の写し 【法人のみ】	発行から3か月以内のもの
5	確定申告書の写し(直近) 【個人のみ】	開業間もない場合は、「開業届の写し」
6	本人確認書類の写し 【個人のみ】	運転免許証、マイナンバーカード _{表面} 等
7	LPガス使用量が確認できる資料の写し	請求書、明細書、領収書等
8	申請者と申請書に記載した事業所の繋がりを	営業許可証の写し、店舗一覧等を掲載
	確認できる資料 【詳細は下記参照 ※2】	しているHPやチラシ等
9	振込先口座がわかるもの	金融機関名、支店名等、口座名義、口
		座番号が確認できるもの

- ※1 電子申請フォーム【32】には、「社会福祉法人等であり、当証明書の提出を省略する」旨を記載した書面(形式は問いません。)のデータを添付してください。
- ※2 申請者と申請書に記載した事業所の繋がりを確認できる資料

申請者住所と事業所の所在地が異なる場合や、市内で複数の事業所を有する場合 については、申請者と事業所との繋がり(業務上どのような関係にあるか)を確認 できる資料の提出が必要になります。

例) 営業許可証の写し、営業所一覧・店舗一覧等が掲載されている HP・チラシ等

【留意事項】

- ・提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- ・「運転免許証の写し」、「営業許可証の写し」等、有効期間の設定があるものについて は全て、申請時点で有効であることが確認できる必要があります。
- ・支援金の振込先は、申請者名義の口座に限られます。(法人は法人名義の口座、個人は申請者本人名義の口座)
- ・必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

6. 申請にあたっての留意点・お問い合わせ先

- ・交付決定において、支援金の交付額が申請書に記載された支援金申請額より減額される場合がございます。
- ・ 証拠資料等で L P ガス使用量など審査に必要な事項が確認できない場合は、支援金の 対象外となります。
- ・支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を 満たさないことが発覚した場合、支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請 者は、久留米市に支援金を返還していただきます。
- ・支援金申請に係る帳簿及び証拠書類等を、交付決定日の属する年度の翌年度から起算 して5年間保管し、閲覧・提出することについて協力しなければなりません。
- ・申請者に対して、支援金の交付に必要な範囲内において、実態調査等を行うことがあります。久留米市から報告・立ち入り検査等の求めがあった場合は、これに協力しなければなりません。
- ・申請内容及び誓約内容について、久留米市が行政機関、ガス小売事業者等に確認を行 うことがあります。
- ・支援金の申請にあたっては、当手引き及び「久留米市中小企業 L P ガス料金負担軽減 支援金交付要綱」を十分に確認してください。

お問い合わせ先 (受付時間:平日9時から17時)

久留米市 商工観光労働部 商工政策課

電 話:0942-30-9161 ファックス:0942-30-9707 メ ー ル:syoko@city.kurume.lg.jp